

## ヘルパーセンター リ・ベース 訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス 運営規程

### (事業の目的)

**第1条** 株式会社 Wel-File (以下「事業者」という。)が運営するヘルパーセンター リ・ベース (以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護相当サービス (以下「指定訪問介護等」という。)の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護若しくは要支援状態にある高齢者又は事業対象者 (以下「利用者」という。)に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定訪問介護等を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過すことができるよう居宅サービス及び介護予防・生活支援サービスを提供することを目的とする。

### (指定訪問介護の運営の方針)

**第2条** 要介護者的心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般に渡る援助を行う。

2 指定訪問介護の提供に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 前項のほか「新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月21日新潟市条例第88号)」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### (指定介護予防訪問介護相当サービスの運営の方針)

**第3条** 要支援者又は事業対象者(以下「要支援者等」という。)の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の向上に資するサービス提供を行い、要支援者等の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、要支援者等の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 指定介護予防訪問介護相当サービスを実施するにあたり、要支援者等の心身の状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成し、個別計画の実施状況の把握及びその結果を指定介護予防支援事業者(地域包括支援センター)へ報告することとする。

3 指定介護予防訪問介護相当サービスの実施に当たっては、要支援者等の心身の機能、環境状況等を把握し、指定介護予防支援事業者(地域包括支援センター)、医療機関及び関係市町村などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、要支援者ができることは要支援者等が行うこととしたサービス提供に努める。

4 前項のほか「新潟市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

## (事業所の名称等)

**第4条** 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 名 称 ヘルパーセンター リ・バース
- (2) 所在地 新潟市東区中山3丁目7番9号

## (従業者の職種、員数及び職務内容)

**第5条** この事業所における従業者(以下「職員」という。)の職種、員数及び職務内容は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理者 1人  
事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定訪問介護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 1人以上  
指定訪問介護等の利用申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 常勤換算方法で、2.5以上  
指定訪問介護等の提供を行う。なお、訪問介護員等は、介護福祉士又は介護職員初任者研修課程修了者等とする。

## (営業日及び営業時間)

**第6条** 営業日及び営業時間は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 営 業 日 月曜～金曜日の営業とする。  
(定休日：土曜・日曜・祝日・8月13日・12月30日～1月3日)
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分とする。
- (3) ご利用者様の希望に応じて、サービスの提供については、365日24時間対応可能な体制を整えるものとする。

## (指定訪問介護等の内容)

**第7条** 指定訪問介護の内容は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚告第19号)」(以下「算定基準」という。)に規定する内容とし、具体的には次の各号に定めるとおりである。

- (1) 身体介護
  - (2) 生活援助
  - (3) 通院等乗降介助
- 2 指定介護予防訪問介護相当サービスの内容は、「新潟市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に規定する内容とし、具体的には次の各号に定めるとおりである。
- (1) 身体介護
  - (2) 生活援助

### (利用料その他の費用の額)

**第8条** 利用料は、算定基準及び実施要綱の額とし、法定代理受領サービスの場合は、本人負担分の額とする。

### (通常の事業の実施地域)

**第9条** 指定訪問介護の通常の実施地域は、新潟市東区、中央区、西区、江南区、北区とする。

- 2** 指定介護予防訪問介護相当サービスの通常の実施地域は、新潟市東区、中央区、西区、江南区、北区とする。
- 3** 上記各区以外は要相談とする。

### (事業提供に当たっての留意事項)

**第10条** 指定訪問介護等の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2** 指定訪問介護等の提供を行う際には、利用者の被保険者証により受給資格やその内容（認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等）を確認する。
- 3** 指定訪問介護等の提供を行う訪問介護員等は、当該介護の提供において常に社会人としての見識ある行動をし、従業者としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められたときは、これを提示する。

### (緊急時等における対応方法)

**第11条** 訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医及び管理者に連絡する。

- 2** 報告を受けた管理者は、訪問介護員等と連携し、主治医への連絡が困難な場合など状況に応じて、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じるとともに、関係機関等に報告をしなければならない。

### (虐待の防止のための措置に関する事項)

**第12条** 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
  - (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
  - (4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- 2** 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

### (事故発生時の対応)

**第13条** 事業者は、利用者に対する指定訪問介護等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2** 前項の事故については、その状況及び事故に際して採った処置状況を記録しなければならない。

- 3 事業者は、利用者に対する指定訪問介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### (業務継続計画の策定)

- 第14条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### (衛生管理等)

- 第15条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

#### (苦情処理等)

- 第16条 事業者は、提供した指定訪問介護等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため窓口を設置する等、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会(以下「市等」という。)が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

#### (秘密保持)

- 第17条 職員は、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。
- 2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

### (従業者の研修)

**第18条** 事業者は、全ての職員に対し、資質向上を図るため、次の各号に定めるとおり研修機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 2ヶ月以内に実施
- (2) 継続研修 年に 2回以上実施

### (記録の整備)

**第19条** 事業者は、利用者に対する指定訪問介護等の提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 訪問介護計画及び介護予防訪問介護相当サービス計画
  - (2) 提供した具体的なサービス内容等の記録
  - (3) ご利用者に関する市町村への通知に係る記録
  - (4) 苦情の内容等に関する記録
  - (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

### 附 則

この運営規程は、令和4年5月1日から施行する。

この運営規程は、令和4年9月1日から施行する。(第7条1項改訂)

この運営規程は、令和5年6月1日から施行する。(第14条・第15条追加)